夕刊 臺灣日日新報
（第二版）—（明治廿一年一月九日第三種郵便物認可）— 昭和十七年十二月十七日（木曜日） 臺灣日日新報 第一万五千三百六十九號 —（一）

陸鷲柱林を急襲

残存大型敵機四機爆砕

モレスビーを空襲

日佛印經濟に新機運

經濟基本協定を改正

南方軍政基礎確立

必勝不敗の態勢

新建設へ民衆眞摯協力

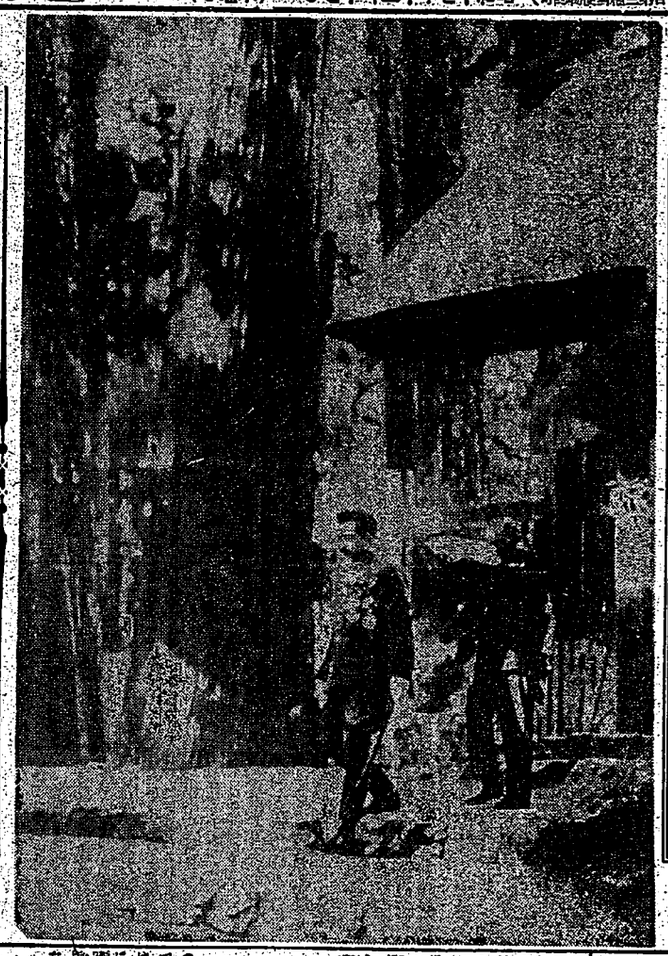

天皇陛下神宮御親拜

御寫眞は內苑御退下（寫眞特報）

米新甲型七號強水

強化方策を決定

地方物價協力會議

對日泰友好を強化

印度支那 ドクー總督の演說

食糧國防團

中央防諜委員會結成

長谷川總督福岡發

獨佛關係新段階へ

佛首相城案、最終的決斷

日泰 文化協定御批准書

バンコックで交換の豫定

二法案議會提出決定

英艦夕號を引揚

昭南港入口、見事に浮揚

米駐佛ウア總領事

南方資源對策

無絃珍

男性

神經衰弱

クーリッジ號

沈沒の眞相

大破巡洋艦ジ港入り

最後の清水港

農林省 水產試驗場創製
抗菌体力
感冒菌・結核菌等に對する呼吸器粘膜の抗力を強化し体力をまもる
全肝臟AD劑…
水產化學工業製造

化膿症
化膿性婦人科疾患
扁桃腺炎
中耳炎
惡性感冒
其他あらゆる化膿性疾患
一〇錠・一〇〇錠
製法特許のポレオン「日発」は二基ズルホンアミドの純正劑にして單に內服に依り下記諸疾患に對し的確に奏効するのが特徴なり。
製造發賣元 日本纖維製造株式會社
大阪市此花區春日出町一丁目一番地
株式會社 稻畑商店
大阪市東區北久太郎町二丁目
NISSEN
ポレオン錠「日発」

メンレータム
練成十二ケ月
寒さにも暑さにも
メンレータム
片時も用意わすれず
メンソレータム
あれやすい お肌の用心に
特効 肌あれ 外傷 しもやけ あかぎれ
12—33B

11輯ムバルア樂音曲名
三夜 伊那のふるさと
荒城の月 さくら變奏曲
秋の月 古戰場の秋
九段の父
バリ島夜曲
東海林太郎傑作集
美今似傑作集
分隊長の手記 ソロモン海戰 血の從軍談
晴れの家 あこがれ 船長
最後の清水港
名優「清水港」の絕大篇 二段
阪妻虎造
クイーンレコード

戰力增強に粉骨碎身
聖慮に應へ奉らん
増田臺電社長謹んで語る

【東京本社特電】臺灣代表として御機の光榮に浴した臺拓社長加藤恭平、臺電社長増田次郎、臺銀副頭取堀内次雄、總督官房秘書官森岡二朗、臺拓社理事根本甚吉、臺電社理事藤井林一郎、臺拓東京支店長松田源治の諸氏は十七日午前十時から大東亞會議第二日目の會議に列席されたが會議終了後各氏は宮城前廣場に整列して畏くも御車を拜し奉り感激の面持ちで宿舍に歸つたが增田臺電社長は次の如く語つた

大東亞會議に臺灣代表として參列の光榮に浴したことは誠に感激に堪へない次第である、今回の會議は大東亞戰爭の眞意義を徹底的に闡明し大東亞共榮圏の確立に關する具體的方策を樹立するに在つたが、この會議に參列した各國代表者は何れも大東亞戰爭の眞意義を體得し大東亞共榮圏の確立に對する熱意と信念に滿ち溢れてゐたことは我々臺灣人としても大いに感激に堪へないところであつた、特に日本は開戰以來僅か一年餘りの間に南方廣大地域の資源を確保し大東亞共榮圏の確立に對して絶大なる貢獻をなしつゝあることは我々臺灣人としても誇りとするところであつて今後臺灣の産業經濟文化の一切を擧げて大東亞共榮圏の確立に對し全力を傾倒して邁進する決意を新たにしたことであります

日本並に盟邦諸國の英靈に感謝の眞心
十九日　戰歿勇士慰靈祭執行

【東京本社特電】十九日午前十時から靖國神社に於て大東亞戰爭戰歿勇士慰靈祭が執行された、ドイツ、イタリア、滿洲國、中華民國、タイ、フインランド、ルーマニヤ、ハンガリー、ブルガリア等九ケ國の盟邦大公使並に大公使館附一般武官列席として東條首相、重光大東亞大臣、それにドイツナチス党にイタリアファシスト党東亞支部代表が參列して嚴かの裡に祭典は進められ、祭典は宮城に對し奉り最敬禮をなし次で戰歿勇士の英靈に對し奉り最敬禮をなし次で祭文の奉讀があつた、祭文は次の如くである

謹んで惟るに大東亞戰爭の眞義を徹底せしめ大東亞共榮圏の確立を期するは我等の任務にして此の任務の達成は實に皇軍將兵の忠勇無比なる奮戰と護國の英靈の加護に俟つものなり

茲に大東亞戰爭開戰一周年に當り我等は大東亞戰爭に參加し又は協力して斃れたる勇士の忠烈を追悼し其の英靈に對し奉り感謝の誠を捧げ以て大東亞の隆昌を期せんとす

【東京本社特電】本日午前十時から靖國神社に於て大東亞戰爭戰歿勇士慰靈祭が執行されたが、特に日本は勿論盟邦諸國に於ても夫々戰歿勇士の慰靈祭が行はれ大東亞戰爭の眞意義を體得し大東亞共榮圏の確立に對する熱意と信念に滿ち溢れてゐたことは我々臺灣人としても誇りとするところであつて今後臺灣の産業經濟文化の一切を擧げて大東亞共榮圏の確立に對し全力を傾倒して邁進する決意を新たにしたことであります

戰爭目的完遂
總力發揮
水津臺銀頭取謹話

【東京本社特電】長くも畏き邊に於ては今回の大東亞會議を開催せられ大東亞戰爭の眞意義を徹底せしめ大東亞共榮圏の確立に關する具體的方策を樹立せられ大東亞各國代表者をして各其の所を得しめ給ひたることは我等臣民の感激に堪へざるところであります、我々臺灣人としても此の上は一層奮起して大東亞戰爭の目的完遂に總力を發揮し以て大御心に應へ奉るべきが只管畏き邊に於ては今回の大東亞會議を開催

臺灣日日新報　（日曜）（木曜日）　昭和十七年十二月二十日　（昭和十七年十二月二十日第三種郵便物認可）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　（第二種）

臺灣新聞

日本共産党

チモール島攻略に偉功

神戸中隊・同配屬部隊

異し感狀上聞に達す

寡兵反復米軍を擊退

マーシャル群島方面

聯合艦隊司令長官　山本五十六

傳統の白兵力發揮

神戸中隊　戰鬪經過

陸軍省發表（十二月十九日十時）

感狀

神戸歩兵中隊、同配屬部隊

感狀

中井海軍大尉の指揮せる○○海軍航空隊○○派遣隊

空母中心の敵艦隊擊退

戰鬪經過

戰力增強建設へ挺身

飽迄粉骨碎身御奉公

長谷川總督談話

きのふ歸任

臨時生産增強委員會

委員決定、第一回委員會

陸運體制確立へ

廿一日鐵道會議

在支公館長會議

十七、八日南京で開催

投機を排除、價格公正

資金動員の適正を期す

大藏當局談

日本有價證券取引所（假稱）法案

今議會提出に決定す

閣議決定

要綱

教育狀況視察

の意見書上申

英國の犯罪者倍加

特別會計法中改正

勅令案を閣議決定

時局雜誌

世界戰局大觀（對談）　中村良三・齋藤忠

必勝日本（グラビア）

大東亞戰と北滿

南海の戰友を想ひて

南への政治（對談）

前戰の戰友に送る手紙

現地報告

將兵と共に斯く戰へり

從軍記者十座談會

勤皇鄉土誌（續）

聞戰錄と銃後の責務

改造社發行・十二月號

印度（詩）

新たなる決意

理想と現實のヒズミ

英語ピルマ語日本語（座談會）

松陰精神と海軍魂

「增產への決意」を語る座談會

拓士魂の陶冶

世界戰爭宣言

アドルフ・ヒトラー

大東亞建設資金は
生命保險で險保命生で
明治生命

パリオピ
クレーム三種、ABCあり。
粉白粉十一色（新しい肌色四種）
口紅八色
東京麻布本村町伊東化學研究所

自宅で習へる
中學講義錄
見本無代進呈

第二回全島厚生事業大會
適切なる三つの厚生施設

一、第二回全島厚生事業大會が十七、八兩日に亙り島内各種團體の多數參會の下に開かれ各地の厚生施設の實情及び全島厚生運動の方向に關し熱心なる研究討議が行はれたが、今回の大會は大東亞戰爭下に於ける厚生事業の新體制の確立に關する重要な意義を有するものであつて、今後の厚生施設の擴充に關する具體的方策の樹立に資するところ極めて大なるものがあると思はれる。

二、厚生施設の擴充に關しては、從來とかく施設の量的擴充に重點が置かれ勝ちであつたが、今後は施設の質的向上に重點を置くことが肝要である。

三、厚生施設の擴充に當つては、特に次の三つの施設を重點的に擴充することが適切であると思はれる。

（一）勞働者の健康增進施設

（二）勞働者の教養施設

（三）勞働者の慰安施設

陸運非常體制に即應
貨物自動車の事業整備

交通戰では最初における關東軍の電撃的進撃作戰の勝利の鍵は、實に陸運の活躍にあつたことは、既に世界周知の事實であるが、我が國に於ても、大東亞戰爭の勃發と共に、陸運の非常體制の確立が痛感され、既に十二月九日には、貨物自動車の事業整備に關する緊急對策要綱が決定されたが、更に十二月十五日には、陸運非常體制の確立に關する閣議決定が行はれ、陸運の一元化と、貨物自動車の事業整備とを斷行することとなつた。

今回の陸運非常體制の確立は、從來の陸運體制を根本的に改革するものであつて、その實施は、極めて重大な意義を有するものがあるが、その要點は次の通りである。

一、陸運の一元化

從來、陸運關係の事務は、鐵道省、内務省、商工省、逓信省、農林省、厚生省、陸軍省、海軍省の九省に分掌されてゐたが、これを鐵道省に一元化し、鐵道大臣が陸運關係の事務を統轄することとなつた。

二、貨物自動車の事業整備

貨物自動車の事業整備は、從來、商工省が主として之を行つてゐたが、今後は鐵道省が主として之を行ふこととなつた。

三、貨物自動車の運用統制

貨物自動車の運用統制は、從來、商工省が主として之を行つてゐたが、今後は鐵道省が主として之を行ふこととなつた。

四、貨物自動車の燃料統制

貨物自動車の燃料統制は、從來、商工省が主として之を行つてゐたが、今後は鐵道省が主として之を行ふこととなつた。

五、貨物自動車の修理統制

貨物自動車の修理統制は、從來、商工省が主として之を行つてゐたが、今後は鐵道省が主として之を行ふこととなつた。

六、貨物自動車の配車統制

貨物自動車の配車統制は、從來、商工省が主として之を行つてゐたが、今後は鐵道省が主として之を行ふこととなつた。

七、貨物自動車の運賃統制

貨物自動車の運賃統制は、從來、商工省が主として之を行つてゐたが、今後は鐵道省が主として之を行ふこととなつた。

八、陸運統制組合の整備

陸運統制組合の整備は、從來、商工省が主として之を行つてゐたが、今後は鐵道省が主として之を行ふこととなつた。

九、港灣行政の一元化

港灣行政は、從來、内務省、逓信省、鐵道省、商工省、陸軍省、海軍省の七省に分掌されてゐたが、これを鐵道省に一元化し、港灣關係の事務は、鐵道大臣が統轄することとなつた。

十、船舶運營會の強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十二、海軍大臣の權限強化

海軍大臣は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

二十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

三十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

四十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

五十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

六十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

七十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

八十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十一、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十二、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十三、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十四、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十五、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十六、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十七、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十八、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

九十九、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

百、船舶運營會の權限強化

船舶運營會は、從來、逓信省が主として之を指導監督してゐたが、今後は鐵道省が主として之を指導監督することとなつた。

農業團體統合に並行
臺灣水産會（假稱）設置へ

船舶の讓渡、出資
督府指定範圍を限定す

要回收の補助貨
十一月末現在一千六十三萬圓

造船海運對策進言
標準型船建造促進の急務強調
翼政會が政府要路へ

臺銀券制限外發行
十四日現在で最高記録へ

北部の二期作米
標準"候補米"を決定す

經濟界活況反映
十一月の手形交換増加

管理米輸送組合
内容を整備強化に着手

最近の遊資動向
上海に於ける企業合同

山の若人國語で競演
きのふ竝北州下高砂族青年大會

内外商況（十六日）

獄中獄外
汪兆銘閣下・山縣滋軍中將謚字・白鳥敏夫・尚田元三郎・松永敬代氏序・兒玉警士決死血録

愛機に巨彈を抱き
從容敵空母に突入

愛機に巨彈を抱き
從容敵空母に突入

誉れの中井少佐遺書に赤心迸る

皇軍の精華ここに極まる

子供の頃から親思ひ

光榮に浴した神戸政次隊長

時局下大いに精進

田中新警視廳高級參謀着任の辭

山の若人國語で競演

きのふ臺北州下高砂族青年大會

棒給の一部積立て

前線將兵へ恤兵金

訓練所第二中隊生の美擧

厚生報國へ擧身活動

けふ全島厚生事業大會開く

新竹神社御列格祭典

奉祝委員會一部役員決る

奉公團、義勇隊は

前線でも激賞の的

石坂、上田、田中報道班員寄臺

防諜思想を徹底

南署管内で巡回講演會

〝炭燒き戰士〟を激勵

梁井知事　文山郡下の窯場行脚

製炭業者に責任額

臺鹿郡　先づ貸錢を强調督勵

阿片患者の一掃へ

酒井博士完全治療法を公表

交通道徳週間守

一誰にでも出來る

御駐輦の京都皇宮前に寒夜跪坐奉拜する民草

十二日宮城御門前にて

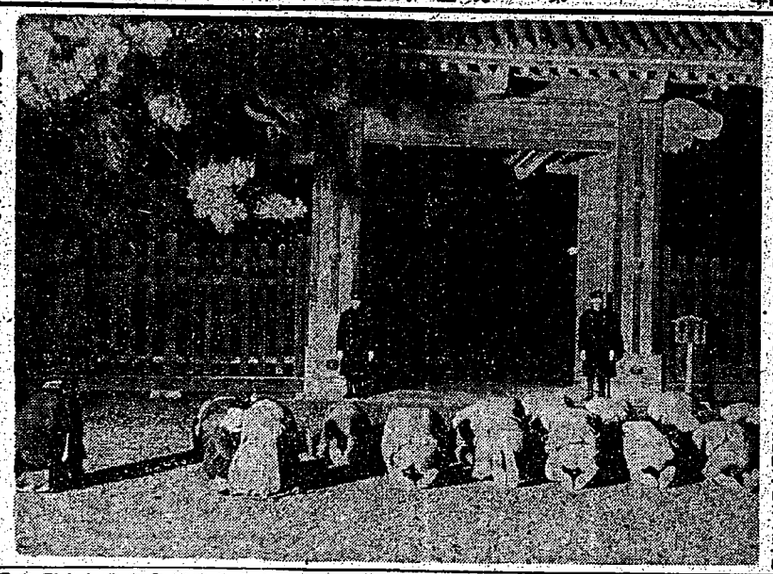

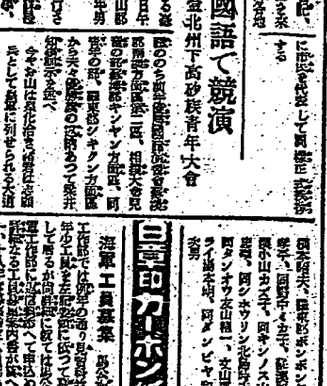

廢墟に燃ゆ〝敢闘魂〟

修羅地獄のあの日から早や一年

今ぞ擧る復興の勝鬨

【臺南特電】不屈の闘魂は烈風に煽られた大火災の大焦土を蘇生させた――昭和十六年十二月十七日、敵の大空襲と共に未曾有の火焔地獄と化したその日から早や一年、焦土に立つ三百三十餘の職域は烈火と闘ひ抜いた不屈の闘魂を物語るかの如く、見事に復興の槌音を響かせ、なんぞ焼かれに焼いた焼跡を見くべきぞと、焼かれたればこそ一日も早く焼ける前に復興に着手したのだ、焼けるも焼けるも……と焼跡の日のあつた事に感謝する気持――この焼跡の底に流れる不屈の闘魂こそ大東亜戦争完遂の原動力である

十二月十七日、南部臺南州下を襲つた大空襲を記念すべく、臺南市では十七日から十八日まで二日間、各職域に於て盛大に記念式典を擧行、更に十七日午後一時から市内各所に於て一斉に防空防火演習を行ふ筈であるが、この演習は一面に於ては一年前の今日の空襲の惨禍を偲び、その教訓を大東亜戦の銃後に活かさんとするものである

一年前十二月十七日未明に南シナ海の大空襲からせられた帝國民間に大衝撃を與へ、市内の大半を焦土と化せしめた空襲は、午前二時半頃から約一時間に亘つて敢行されたが、この空襲は大東亜戦争開戦後、臺南州下に對する最初の空襲であつたのみならず、臺南市民にとつては全く未曾有の出来事であつたので、その被害を見る時には如何にして復興せんかと悩むことさへ忘れたほどであつた

然も市民は心強くも翌日から焼跡の整理に着手し、僅か一週間にして三百三十餘の職域は全部焼跡の整理を終へ、更に